65歳以上の皆様へ

あなたの介護保険料は？

令和６年度 ～ 令和８年度納付分

介護保険料は、町で必要とされる介護サービスの費用に応じて基準額が算出され、さらに皆様の所得に応じた負担になるよう段階別に分かれています。
ご自身の保険料（年額）を、フロー図で確認してみましょう。

★実際の保険料額は同封の「納入（変更）通知書」をご覧ください。

※1 老齢福祉年金：明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方などで一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
※2 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

スタート

あなたは生活保護を受給していますか？

- はい → 第 13 段階
- いいえ → あなたは町民税を課税されていますか？
  - はい → あなたの前年の合計所得金額（※2）は？
    - 120 万円未満 → 第 6 段階
    - 120 万円以上 210 万円未満 → 第 7 段階
    - 210 万円以上 320 万円未満 → 第 8 段階
    - 320 万円以上 420 万円未満 → 第 9 段階
    - 420 万円以上 520 万円未満 → 第 10 段階
    - 520 万円以上 620 万円未満 → 第 11 段階
    - 620 万円以上 720 万円未満 → 第 12 段階
    - 720 万円以上 → 第 13 段階
  - いいえ → 同じ世帯に町民税を課税されている人はいますか？
    - はい → あなたの前年の合計所得金額（※2）と課税年金収入額の合計は 80.9 万円以下である
      - はい → 第 4 段階
      - いいえ → 第 5 段階
    - いいえ → あなたは老齢福祉年金（※1）を受給していますか？
      - はい → あなたの前年の合計所得金額（※2）と課税年金収入額の合計は？
        - 80.9 万円以下 → 第 1 段階
        - 80.9 万円超 ～ 120 万円 → 第 2 段階
        - 120 万円超 → 第 3 段階
      - いいえ → 第 1 段階

第 10 段階 ～ 第 13 段階は今期から新たに設定された段階です

保険料率と保険料	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階	第 5 段階	第 6 段階	第 7 段階	第 8 段階	第 9 段階	第 10 段階	第 11 段階	第 12 段階	第 13 段階
	基準額 ×0.285	基準額 ×0.485	基準額 ×0.685	基準額 ×0.9	基準額	基準額 ×1.2	基準額 ×1.3	基準額 ×1.5	基準額 ×1.7	基準額 ×1.9	基準額 ×2.1	基準額 ×2.3	基準額 ×2.4
	年額 22,572 円	年額 38,412 円	年額 54,252 円	年額 71,280 円	年額 79,200 円	年額 95,040 円	年額 102,960 円	年額 118,800 円	年額 134,640 円	年額 150,480 円	年額 166,320 円	年額 182,160 円	年額 190,080 円

よくあるお問合せ

Q 収入が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 介護保険では、法律によりすべての 65 歳以上の方から介護保険料を納めていただくことになっています。
ご理解をお願いいたします。

Q 納付方法は選べないのですか？

A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって定められているため、個人でお選びいただくことはできません。
年金からの天引きが始まるまでの納付書等での納付も含め町からの通知に記載された納付方法で納付をお願いします。

－ 問合せ先 －
庄内町保健福祉課　介護保険係
0234－42－0150または0151
（平日8：30～17：15）